

水道工事設計単価表 利用上の注意

1. 単価について

特に記載がない限り、現場着・引取りの価格である。
本単価表は、予定価格の算定に用いるものであり、実際の取引を制約するものでない。

水道工事の積算に用いる設計単価等の取扱いについて

1. 総則

この取扱いは、さいたま市水道局が発注する水道工事及びこれに関する委託の設計単価・歩掛等の決定方法等について、定めたものである。
ただし、別途、事業課の規定等がある場合は、それを妨げるものではない。

2. 設計単価

(1) 設計単価採用順位

設計単価の採用順位は次のとおりとする。

- ① 設計単価表
水道施設建設課が決定する水道工事設計単価表、技術管理課が決定する土木工事設計単価表をいう。
- ② 物価資料
資材の市場での取引価格情報と各種資材価格等を記載した定期刊行物である「建設物価」、「積算資料」をいう。
物価資料の取扱いについては「(2) 物価資料の取扱い」による。
- ③ 見積り
上記①、②に掲載されていない資材や条件の合わない資材等について、資材メーカー等から見積りを徴収したものをいう。
見積りの取扱いについては「(3) 資材等単価の見積り」による。
ただし、見積りは建設業団体（工法協会等）からは徴収しないこと。

(2) 物価資料の取扱い

- ① 適用時期
設計時（執行何起票日）における最新の物価資料とする。
- ② 適用都市順位
さいたま＞埼玉県＞東京都＞関東＞全国 とする。
- ③ 設計単価の決定方法

水道工事設計単価表 利用上の注意

1. 単価について

特に記載がない限り、現場着・引取りの価格である。
本単価表は、予定価格の算定に用いるものであり、実際の取引を制約するものでない。

水道工事の積算に用いる設計単価等の取扱いについて

1. 総則

この取扱いは、さいたま市水道局が発注する水道工事及びこれに関する委託の設計単価・歩掛等の決定方法等について、定めたものである。
ただし、別途、事業課の規定等がある場合は、それを妨げるものではない。

2. 設計単価

(1) 設計単価採用順位

設計単価の採用順位は次のとおりとする。

- ① 設計単価表
水道施設建設課が決定する水道工事設計単価表、技術管理課が決定する土木工事設計単価表をいう。
- ② 物価資料
資材の市場での取引価格情報と各種資材価格等を記載した定期刊行物である「建設物価」、「積算資料」をいう。
物価資料の取扱いについては「(2) 物価資料の取扱い」による。
- ③ 見積り
上記①、②に掲載されていない資材や条件の合わない資材等について、資材メーカー等から見積りを徴収したものをいう。
見積りの取扱いについては「(3) 資材等単価の見積り」による。
ただし、見積りは建設業団体（工法協会等）からは徴収しないこと。

(2) 物価資料の取扱い

- ① 適用時期
設計時（執行何起票日）における最新の物価資料とする。
- ② 適用都市順位
さいたま＞埼玉県＞東京都＞関東＞全国 とする。
- ③ 設計単価の決定方法

改定：水道工事設計単価表（令和6年10月1日）

原則として、大口と小口の区分がある場合は、大口を標準（優先）とし、これによりがたい場合は各誌の「掲載価格の条件」により判断する。

また、両誌に掲載がある材料は各誌に掲載されている価格の平均値、いずれか一方に掲載されている材料はその単価を採用する。

④ その他

「公表価格」はメーカー等が発表する価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

（3） 資材等単価の見積り

（ア） 見積りの徴収方法

- ・ 見積りを依頼する場合は、現場持ち込み価格であることや、形状寸法、品質、規格、納入数量、納入時期、納入場所など、詳細な条件を付して依頼する。
- ・ 見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ・ 見積りは、定価や公表価格でなく、実勢取引価格で徴収する。
- ・ 異常値と思われる数値の排除後も、有効見積りが3社以上残ればその平均値を採用する。3社に満たない場合は、異常値と思われる数値について、相手方に見積り条件の錯誤の有無、他社との乖離の理由などを確認する。見積り内容が適正であることが確認できた場合、その見積りは異常値として扱わない。見積り内容が不適正であった場合、再度見積りを徴収し、異常値判定を行う。
- ・ 異常値の考え方は、「土木工事設計単価表」に準じる。

（イ） 設計単価の決定方法

異常値を排除した見積り（3社以上）の平均値を設計単価とする。

（ウ） 高額調達資材の単価設定

1 工事において、調達価格（見積りにより算定した材料等単価×使用数量）が100万円以上の場合、原則として水道施設建設課と協議（見積り結果及び資材図面を提示）し、高額資材臨時調査の検討を行った後、設計単価を算定する。

（4） 設計単価の端数処理

「土木工事設計単価表」に準じる。

3. 歩掛

（1） 歩掛採用順位

採用順位は次のとおりとする。

- ① 水道施設整備費に係る歩掛表
- ② 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表
- ③ 国、公団等の歩掛
- ④ NETIS登録されている工種の歩掛（ただし、協会歩掛、自社歩掛を参照とするものは除く）

《注意事項 2》

現行：水道工事設計単価表（令和6年4月1日）

原則として、大口と小口の区分がある場合は、大口を標準（優先）とし、これによりがたい場合は各誌の「掲載価格の条件」により判断する。

また、両誌に掲載がある材料は各誌に掲載されている価格の平均値、いずれか一方に掲載されている材料はその単価を採用する。

④ その他

「公表価格」はメーカー等が発表する価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

（3） 資材等単価の見積り

（ア） 見積りの徴収方法

- ・ 見積りを依頼する場合は、現場持ち込み価格であることや、形状寸法、品質、規格、納入数量、納入時期、納入場所など、詳細な条件を付して依頼する。
- ・ 見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ・ 見積りは、定価や公表価格でなく、実勢取引価格で徴収する。
- ・ 異常値と思われる数値の排除後も、有効見積りが3社以上残ればその平均値を採用する。3社に満たない場合は、異常値と思われる数値について、相手方に見積り条件の錯誤の有無、他社との乖離の理由などを確認する。見積り内容が適正であることが確認できた場合、その見積りは異常値として扱わない。見積り内容が不適正であった場合、再度見積りを徴収し、異常値判定を行う。
- ・ 異常値の考え方は、「土木工事設計単価表」に準じる。

（イ） 設計単価の決定方法

異常値を排除した見積り（3社以上）の平均値を設計単価とする。

（ウ） 高額調達資材の単価設定

1 工事において、調達価格（見積りにより算定した材料等単価×使用数量）が100万円以上の場合、原則として水道施設建設課と協議（見積り結果及び資材図面を提示）し、高額資材臨時調査の検討を行った後、設計単価を算定する。

（4） 設計単価の端数処理

「土木工事設計単価表」に準じる。

3. 歩掛

（1） 歩掛採用順位

採用順位は次のとおりとする。

- ① 水道施設整備費に係る歩掛表
厚生労働省国庫補助事業等の設計用歩掛である。
- ② 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表
- ③ 国、公団等の歩掛
- ④ NETIS登録されている工種の歩掛（ただし、協会歩掛、自社歩掛を参照とする

《注意事項 2》

改定：水道工事設計単価表（令和6年10月1日）

⑤ 見積り
建設業団体（工法協会等）から、「見積り」や、「単価込みの見積り」を徴収しないこと。

(2) 歩掛の見積り

(ア) 見積りの徴収方法

- ・ 見積りを依頼する場合は、工種内容、施工数量、施工条件、現場条件など、詳細な条件を付して依頼する。
依頼する見積りは、施工歩掛のみとし、単価込みで依頼しない。
- ・ 見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ・ 異常値と思われる数値の排除後も、有効見積りが3社以上残ればその平均値に近い見積りを参考とし、歩掛を決定する。3社に満たない場合は、異常値と思われる数値について、相手方に見積り条件の錯誤の有無、他社との乖離の理由などを確認する。見積り内容が適正であることが確認できた場合、その見積りは異常値として扱わない。見積り内容が不適正であった場合、再度見積りを徴収し、異常値判定を行う。
- ・ 異常値の考え方は、「土木工事設計単価表」に準じる。

(イ) 歩掛の決定方法

- ・ 徴収した見積りに市設計単価を適用し、各社の見積り金額を算出し、異常値を排除した見積りの平均値に近い見積りを参考とし、歩掛を決定する。
なお、見積平均直近上位・下位との差が同額の場合は直近下位を採用する。
- ・ 構成する各工種毎で歩掛を決定しないこと。

附則

この取扱い、平成23年1月4日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成26年10月22日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成27年10月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成28年10月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成29年4月25日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成29年10月27日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和元年10月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和3年11月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和4年3月31日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和4年11月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和5年12月1日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和6年10月1日から起案するものに適用する。

現行：水道工事設計単価表（令和6年4月1日）

ものは除く)

⑤ 見積り
建設業団体（工法協会等）から、「見積り」や、「単価込みの見積り」を徴収しないこと。

(2) 歩掛の見積り

(ア) 見積りの徴収方法

- ・ 見積りを依頼する場合は、工種内容、施工数量、施工条件、現場条件など、詳細な条件を付して依頼する。
依頼する見積りは、施工歩掛のみとし、単価込みで依頼しない。
- ・ 見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ・ 異常値と思われる数値の排除後も、有効見積りが3社以上残ればその平均値に近い見積りを参考とし、歩掛を決定する。3社に満たない場合は、異常値と思われる数値について、相手方に見積り条件の錯誤の有無、他社との乖離の理由などを確認する。見積り内容が適正であることが確認できた場合、その見積りは異常値として扱わない。見積り内容が不適正であった場合、再度見積りを徴収し、異常値判定を行う。
- ・ 異常値の考え方は、「土木工事設計単価表」に準じる。

(イ) 歩掛の決定方法

- ・ 徴収した見積りに市設計単価を適用し、各社の見積り金額を算出し、異常値を排除した見積りの平均値に近い見積りを参考とし、歩掛を決定する。
なお、見積平均直近上位・下位との差が同額の場合は直近下位を採用する。
- ・ 構成する各工種毎で歩掛を決定しないこと。

附則

この取扱い、平成23年1月4日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成26年10月22日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成27年10月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成28年10月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成29年4月25日から起案するものに適用する。
この取扱い、平成29年10月27日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和元年10月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和3年11月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和4年3月31日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和4年11月30日から起案するものに適用する。
この取扱い、令和5年12月1日から起案するものに適用する。